

山口県報

平成19年
7月3日
(火曜日)

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....
- 土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(農村整備課)
- 家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課).....
- 保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....
- 海岸保全区域の指定(漁港漁場整備課).....

公告

- 国土調査の成果の認証(地域政策課).....
- 土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 県営嘉年中地区ほ場整備事業換地計画書の縦覧(農村整備課).....



山口県告示第三百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

下関市清末土地改良区

平成一九、六、二五

山口県告示第三百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 土地改良区の名称

下関市王喜土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

吉田堰

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間(毎年六月二十一日から九月三十日まで)における用水の取水量は、一日につき二万三千百立方メートル以下とする。

2 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により一門ずつ行うものとする。

3 堰の操作員は、堰の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 県営木屋川ダムから洪水時の緊急放流伝達を受けた場合であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

認可年月日

平成十九年六月二十一日

四

土地改良区の名称

下関市清末土地改良区

認可年月日

平成十九年六月二十一日

一

土地改良区の名称

下関市清末土地改良区

認可年月日

平成十九年六月二十一日

二

土地改良区の名称

下関市清末土地改良区

認可年月日

二 下関市菊川町土地改良区
管理規程により管理を行う施設
大野堰及び大野第2堰
三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間（毎年七月一日から九月三十日まで）における用水の取水量は、一日につき二万二千立方メートル以下とする。

2 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により一門ずつ行うものとする。

3 堰の操作員は、堰の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時又は上流のダムから放流に係る伝達を受けた場合であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

平成十九年六月二十一日

山口県告示第三百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十九年七月三日

病名	種類	患者又は疑似患者の区分	頭数	発生場所	発生年月日
				山口県知事	二井 関成

ヨ―ネ病 牛（ホルスタイン） 患畜 一 長門市日置中一四八〇 平成一九、六、二五

山口県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示（平成十三年山口県告示第百五十二号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林部林政課、岩国市農林経済部林業振興課、柳井市経済部農林水産課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百六十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定し、及び同法第五条第四項の規定に基づき、当該海岸保全区域のうち通津漁港の漁港区域に接する区域を通津漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域として定める。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

一	海岸の名称
二	指定区域
	山口県山口南沿岸通津漁港海岸さやケ迫地区海岸

基点一、二の各点を結んだ線及び基点一、補助点二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 岩国市通津字さやケ迫三九一四番地地先の標^{びょう}銀^{ぎん}の位置(北緯三四度〇四分四〇秒東経一三二度一分三七秒)
- 二 基点一から三四一度一分二〇秒一三六メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から九二度五七分四〇秒三二メートルの点
 - 二の一 基点二から八三度四五分二〇秒三一メートルの点
- 注 方位は、真方位とする。



(三四二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	平成十七年五月十日から平成十九年二月二十六日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字切山の一部

二 認証年月日

平成十九年七月三日

(三四三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行った者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

下関市豊浦町土地改良区	新堤地区 ため池の整備	平成一七、九、一	平成一九、二、二五
下関市豊田町土地改良区	堤ヶ迫地区 ため池の整備	平成一六、七、一三	平成一七、三、二二
下関市	宮の脇地区 ため池の整備	平成一七、八、一五	平成一七、八、一五
下関市	神田川地区 かんがい排水	平成一八、三、六	平成一八、五、九
"	内日地区 かんがい排水	"	平成一九、三、二八
"	小月大堤地区 ため池の整備	平成一七、一一、二二	平成一九、三、二八

(三四四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営堂の下地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年二月二十一日

(三四五) 県営嘉年中地区ほ場整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営嘉年中地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

平成十九年七月三日印刷
平成十九年七月三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

二

県営嘉年中地区ほ場整備事業換地計画書の写し
縦覧の期間

平成十九年七月四日から同月二十三日まで

三

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課